

労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業团による新宿区立児童館及び新宿区学童クラブ等における職員配置の虚偽報告及び指定管理料等の不正請求について

新宿区立北山伏児童館外2館（以下「対象施設」という。）の指定管理者及び北山伏学童クラブ等（以下「対象業務」という。）の児童指導業務等委託契約の受託者である労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業团（以下「ワーカーズ」という。）が、児童館の管理運営に関する年度協定（以下「協定」という。）や児童指導業務等の委託契約（以下「契約」という。）に基づく人員配置より少ない人数で業務を行い、区に対する虚偽の報告により不当に指定管理料や委託料を受領していたことについて、下記のとおり報告する。

1 ワーカーズと新宿区の協定及び契約の状況

(1) 協定

指定管理施設名	指定管理期間（当初の指定管理期間の終期）
① 新宿区立北山伏児童館 （北山伏町 2-17）	平成 31 年 4 月 1 日から令和 5 年 10 月 31 日まで （令和 6 年 3 月 31 日まで）
② 新宿区立中町児童館 （中町 25）	令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 10 月 31 日まで （令和 10 年 3 月 31 日まで）
③ 新宿区立早稲田南町児童館 （早稲田南町 50）	令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 10 月 31 日まで （令和 7 年 3 月 31 日まで）

(2) 契約

事業名	契約期間（最長 5 年度を限度として、継続して契約を締結した場合の終期）
① 北山伏学童クラブ （北山伏町 2-17）	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで （令和 6 年 3 月 31 日まで）
② 細工町学童クラブ （細工町 1-3）	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで （令和 10 年 3 月 31 日まで）
③ 早稲田南町学童クラブ （早稲田南町 50）	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで （令和 7 年 3 月 31 日まで）
④ 榎町学童クラブ ひろば型一時保育 日・祝日の児童コーナーの児童 指導等（榎町 36）	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで （令和 6 年 3 月 31 日まで）
⑤ 富久小学校内学童クラブ 富久小学校放課後子どもひろば （富久町 7-24）	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで （令和 7 年 3 月 31 日まで）

⑥ 落合第四小学校内学童クラブ 落合第四小学校放課後子どもひろば(下落合 2-9-34)	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで (令和7年3月31日まで)
---	--

2 これまでの経緯

時期	経過の内容
令和5年6月12日	<ul style="list-style-type: none"> 区に対して、ワーカーズが運営していると推定される施設等において、人員が不足していること及び人員配置について区に適切に報告していないという匿名の情報提供があった。
令和5年6月23日	<ul style="list-style-type: none"> 区は、ワーカーズに対して、聞き取りを実施した。 ワーカーズは、この聞き取り時において、実際には勤務していなかった職員を業務日誌に記載し、区に対して報告していたことを認めた。 ワーカーズからは、上記の件を行っていたのは、新宿区のみであり、北山伏学童クラブのみであるとの説明を受けた。
令和5年7月3日・4日	<ul style="list-style-type: none"> 区において、ワーカーズが指定管理者として管理している施設全10館（シニア活動館2館、地域交流館5館、児童館3館）及び学童クラブ等の受託事業全10事業（学童クラブ6事業、放課後子どもひろば2事業、ひろば型一時保育1事業、日・祝日の児童コーナー児童指導等1事業）について、人員配置等の確認を実施した。 子ども家庭部子ども総合センター子ども家庭支援課所管のワーカーズが指定管理者として管理している施設全3館（児童館3館）及び学童クラブ等の受託事業全10事業（学童クラブ6事業、放課後子どもひろば2事業、ひろば型一時保育1事業、日・祝日の児童コーナー児童指導等1事業）で、区と締結している協定や契約の人員配置基準を満たしていないことを確認した。一方、法令等に基づく人員配置基準は満たしていたことを確認した。
令和5年7月6日	<ul style="list-style-type: none"> ワーカーズから顛末書が提出された。 提出された顛末書を確認したところ、区が7月3日・4日に調査した結果と比べ、顛末書に記載されている人員配置不足は過少であったため、再調査を求めた。
令和5年7月13日	<ul style="list-style-type: none"> ワーカーズから、ワーカーズが指定管理者として管理している施設全10館（シニア活動館2館、地域交流館5館、児童館3館）に関わる協定解除の申出書が提出された。
令和5年7月14日	<ul style="list-style-type: none"> 区は、人員配置について、区に対して虚偽の報告を行っていたことを重大な協定違反として、令和5年10月31日をもってワーカーズが指定管理者として管理している施設全10館（シニア活動館2館、地域交流館5館、児童館3館）の指定管理者としての指定を取消す方針を決定した。また、ワーカーズが受託している

	学童クラブ等の受託事業全 10 事業（学童クラブ 6 事業、放課後子どもひろば 2 事業、ひろば型一時保育 1 事業、日・祝日の児童コーナー児童指導等 1 事業）について、令和 6 年度以降の委託契約を締結しないことを決定した。
令和 5 年 8 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・区は、ワーカーズが指定管理者として管理している児童館 3 館について、令和 5 年 10 月 31 日までの間については、法令等の基準を遵守したうえで、指定管理を継続させることとし、人員配置について協定変更を行った。 ・区は、学童クラブ等の受託事業全 10 事業（学童クラブ 6 事業、放課後子どもひろば 2 事業、ひろば型一時保育 1 事業、日・祝日の児童コーナー児童指導等 1 事業）について、令和 6 年 3 月 31 日までの間については、法令等の基準を遵守したうえで、事業を実施させることとし、人員配置について契約変更を行った。
令和 5 年 8 月 1 日以降	<ul style="list-style-type: none"> ・区は、ワーカーズが関わっている全ての児童館及び全ての受託事業で、協定や契約に定める適正な人員配置を行っていることを確認した。
令和 5 年 8 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーカーズから調査結果報告書が提出されたが、記入ミスが散見されたこと、区の指示とは違い遡れる年度まで遡って調査を行っていなかったことから再調査を求めた。
令和 5 年 10 月 13 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーカーズから再調査結果が提出された。
令和 5 年 10 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 5 年 11 月以降のシニア活動館、地域交流館、児童館の新たな指定管理者について、令和 5 年第 3 回新宿区議会定例会における議決を経て指定した。
令和 5 年 11 月 2 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーカーズから再調査結果としてデータが提出されたが、データに不備があり検証ができない状態となっているため、データの補正を求めた。
令和 5 年 11 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーカーズから補正後のデータが提出された。
令和 5 年 12 月 4 日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 6 年 4 月以降の学童クラブ等の受託事業者が決定したため、公表した。
令和 5 年 12 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーカーズから提出された補正後のデータを検証した結果、賃金台帳データと当区に提出するために手入力により作成された出勤簿データに出勤日数、出勤回数及び出勤時間に差異があったため、確認を求めた。
令和 6 年 1 月 9 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーカーズから、12 月 21 日に確認を求めたデータについて、修正されたデータの提出があった。 ・区は、この修正されたデータを基に、再度、検証を実施した。
令和 6 年 2 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーカーズに、平成 30 年 4 月から令和 5 年 7 月までに不当に受領した委託料等と、過年度分にかかる法定利息、データ検証に要した経費、計 198,658,593 円の返還請求を行った。
令和 6 年 3 月 5 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーカーズが区に対して上記金額を返還したことを確認した。

3 調査の概要

賃金台帳等が現存する平成30年度から令和5年7月までの期間について、ワーカーズが協定や契約に定める人員配置を満たしていなかった時間を確定した。

具体的には、ワーカーズから以下のデータの提出を求め、区において検証を行った。

また、ワーカーズに確認した際には、条例や要綱の基準は満たしているという回答であったが、人員配置不足についてデータ突合作業の結果、条例や要綱の基準を満たしていないことが判明した。このため、突合したデータの結果をもとに、関係書類との照合作業を行った。

(1) ワーカーズからの提出データ

① 事業毎・年月日毎・職員毎出勤簿データ（約87,000件）

H30年度/R元年度/R2年度/R3年度/R4年度/R5年度（4月から7月まで）分の事業毎の全職員の出勤実績データ（Excelに手入力で作成された事業毎・年度毎に全事業分）

② 事業毎・年月日時間毎・配置定数データ（約25,300件）

H30年度/R元年度/R2年度/R3年度/R4年度/R5年度（4月から7月まで）分の事業毎の全事業の配置定数データ（Excelに手入力で作成された事業毎・年度毎に全事業分）

③ 賃金台帳CSVデータ（約820件）

H30年度/R元年度/R2年度/R3年度/R4年度/R5年度（4月から7月まで）分の事業毎の全職員の賃金台帳CSVデータ（業務システムより出力されたもの）

④ 出勤簿データと賃金台帳データが異なるデータについて、その理由を入力したExcel

(2) 検証方法

上記の出勤簿データと配置定数データを突合し、協定や契約に定める人員配置を満たしていなかった時間を算定した。また、出勤簿データの正当性を担保するため出勤簿データと賃金台帳データの突合を行い、出勤簿データと賃金台帳データが異なる場合には、異なる理由及び疎明資料の確認を行った。

なお、児童館における配置定数に児童館館長は含めていないことから、ワーカーズから提出された出勤簿データに児童館館長分は含まれていない。このため、児童館館長の勤務実態については、別途賃金台帳データで確認した。

4 調査結果

(1) 協定

① 北山伏児童館

年度	協定に定める人員配置を満たしていなかった時間	「児童館の設置運営要綱」(厚生省発児第123号平成2年8月7日付け厚生事務次官通知)(以下「児童館要綱」という。)を満たしていなかった時間
平成30年度	475時間45分	78時間45分
令和元年度	236時間	82時間30分
令和2年度	189時間30分	171時間30分
令和3年度	134時間	85時間
令和4年度	201時間	112時間
令和5年度	22時間	17時間

② 中町児童館

年度	協定に定める人員配置を満たしていなかった時間	児童館要綱を満たしていなかった時間
平成30年度	321時間30分	54時間
令和元年度	282時間	79時間30分
令和2年度	1,497時間30分	309時間
令和3年度	865時間45分	130時間10分
令和4年度	439時間30分	18時間
令和5年度	161時間	22時間

③ 早稲田南町児童館

年度	協定に定める人員配置を満たしていなかった時間	児童館要綱を満たしていなかった時間
平成30年度	416時間15分	119時間30分
令和元年度	788時間30分	404時間
令和2年度	428時間45分	416時間45分
令和3年度	135時間	56時間5分
令和4年度	733時間15分	255時間15分
令和5年度	212時間30分	26時間15分

(2) 契約

① 北山伏学童クラブ

年度	契約に定める人員配置を満たしていなかった時間	「新宿区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成26年新宿区条例第30号)(以下「学童基準条例」という。)を満たしていなかった時間
平成30年度	1,515時間30分	134時間59分
令和元年度	2,967時間30分	334時間29分
令和2年度	1,628時間	67時間3分
令和3年度	1,773時間30分	53時間2分
令和4年度	3,102時間45分	27時間45分
令和5年度	1,940時間	22時間56分

② 細工町学童クラブ(平成30年度は中町学童クラブ)

年度	契約に定める人員配置を満たしていなかった時間	学童基準条例を満たしていなかった時間
平成30年度	2,348時間15分	52時間53分
令和元年度	4,351時間30分	12時間46分
令和2年度	3,839時間45分	22時間13分
令和3年度	4,725時間15分	75時間35分
令和4年度	2,917時間30分	12時間51分
令和5年度	2,415時間15分	1時間25分

③ 早稲田南町学童クラブ

年度	契約に定める人員配置を満たしていなかった時間	学童基準条例を満たしていなかった時間
平成30年度	981時間15分	64時間25分
令和元年度	1,053時間30分	93時間31分
令和2年度	1,940時間15分	76時間29分
令和3年度	1,936時間45分	61時間13分
令和4年度	1,415時間30分	194時間17分
令和5年度	368時間	47時間56分

④ 榎町学童クラブ

年度	契約に定める人員配置を満たしていなかった時間	学童基準条例を満たしていなかった時間
平成 30 年度	1,161 時間 15 分	24 時間 37 分
令和元年度	1,490 時間	55 時間 48 分
令和 2 年度	1,740 時間 45 分	45 時間 28 分
令和 3 年度	169 時間 45 分	14 時間 16 分
令和 4 年度	341 時間	8 時間 41 分
令和 5 年度	361 時間 15 分	7 時間 56 分

⑤ 榎町子ども家庭支援センターひろば型一時保育

年度	契約に定める人員配置を満たしていなかった時間	「新宿区ひろば型一時保育事業実施要綱」を満たしていなかった時間
平成 30 年度	250 時間	
令和元年度	367 時間	
令和 2 年度	763 時間 45 分	
令和 3 年度	111 時間 30 分	
令和 4 年度	111 時間	
令和 5 年度	126 時間	

⑥ 榎町子ども家庭支援センター日・祝日の児童コーナーの児童指導等

年度	契約に定める人員配置を満たしていなかった時間	児童館要綱を満たしていなかった時間
平成 30 年度	30 分	
令和元年度	8 時間 30 分	
令和 2 年度	71 時間	9 時間
令和 3 年度	180 時間 30 分	34 時間
令和 4 年度	21 時間 30 分	
令和 5 年度	112 時間 15 分	

⑦ 富久小学校内学童クラブ

年度	契約に定める人員配置を満たしていなかった時間	学童基準条例を満たしていなかった時間
平成 30 年度	601 時間 15 分	483 時間 6 分
令和元年度	1,695 時間	410 時間 57 分
令和 2 年度	173 時間	27 時間 23 分
令和 3 年度	2,897 時間 15 分	150 時間 25 分
令和 4 年度	1,065 時間 45 分	114 時間 54 分
令和 5 年度	233 時間 15 分	72 時間 5 分

⑧ 富久小学校放課後子どもひろば

年度	契約に定める人員配置を満たしていなかった時間	「放課後子どもひろば事業実施要綱」（以下「ひろば要綱」という。）を満たしていなかった時間
平成 30 年度	1,709 時間 45 分	955 時間
令和元年度	989 時間 30 分	697 時間 35 分
令和 2 年度		
令和 3 年度	700 時間 45 分	192 時間 37 分
令和 4 年度	3,370 時間 45 分	588 時間 31 分
令和 5 年度	798 時間 45 分	80 時間 25 分

⑨ 落合第四小学校内学童クラブ

年度	契約に定める人員配置を満たしていなかった時間	学童基準条例を満たしていなかった時間
平成 30 年度	1,330 時間 30 分	15 時間 31 分
令和元年度	1,166 時間	22 時間 42 分
令和 2 年度	1,019 時間 15 分	91 時間 39 分
令和 3 年度	769 時間 30 分	4 時間 45 分
令和 4 年度	3,716 時間 15 分	198 時間 57 分
令和 5 年度	977 時間 15 分	31 時間 40 分

⑩ 落合第四小学校放課後子どもひろば

年度	契約に定める人員配置を満たしていなかった時間	ひろば要綱を満たしていなかった時間
平成 30 年度	2,935 時間 45 分	648 時間 28 分
令和元年度	2,189 時間	759 時間 36 分
令和 2 年度	213 時間 45 分	63 時間 12 分
令和 3 年度	231 時間	55 時間 47 分
令和 4 年度	3,714 時間 30 分	809 時間 36 分
令和 5 年度	1,196 時間	311 時間 3 分

5 返還請求について

(1) 返還請求額算定の考え方

ワーカーズが行うべき業務を怠ったことにより経費を削減して不当に実質的な利益を受けたことから、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 703 条、704 条の不当利得返還請求権を適用し、法定利息を付したうえで返還請求を行った。

(2) 返還請求額の計算方法

返還額の算定にあたっては、ワーカーズと協議のうえ、上記 4(1)(2)の協定や契約に定める人員配置を満たしていなかった時間に人件費（人件費に係る諸経費含む）を掛け合

わせることにより不当に受領した金額を算定し、法定利息を付した請求額を算出した。
また、当区において検証作業を行ったことから、検証に要した費用も併せて請求した。

(3) 協定や契約に定める人員配置を満たしていなかった人件費及び法定利息

年度	協定や契約に定める人員配置を満たしていなかった人件費	法定利息	年度合計
平成 30 年度	25,736,351 円	6,240,177 円	31,976,528 円
令和元年度	33,226,589 円	6,390,421 円	39,617,010 円
令和 2 年度	26,239,091 円	2,240,739 円	28,479,830 円
令和 3 年度	28,807,059 円	1,595,826 円	30,402,885 円
令和 4 年度	43,165,408 円	1,096,276 円	44,261,684 円
令和 5 年度	20,642,656 円		20,642,656 円
合計	177,817,154 円	17,563,439 円	195,380,593 円

(4) データ検証に要した委託費用

3,278,000 円

(5) 返還請求額合計

198,658,593 円

6 虚偽報告の内容

区は、ワーカーズに対し文書により行った質問に対する回答や書類等から、虚偽報告の内容を次のとおり確認した。

平成 30 年 4 月から全ての現場において、人員不足により人員配置を満たすことができず、勤務実態のない職員の名前を業務報告書に記載し、区に報告することにより配置基準を充足しているかのように偽っていた。この勤務実態のない職員を区に報告することは、現場単位で行われていたのではなく、上記 1(1)(2)に記載した 13 の現場を取りまとめている新宿わかば地域福祉事業所全体で統一した形で行われていた。具体的には、名義貸しの名簿が当時の新宿わかば地域福祉事業所長（以下「所長」という。）によって作成され、各現場にメールで送信された。各現場は、この名義貸しが可能な名前を勤務実態がないにもかかわらず、業務報告書に記載し、区に報告していた。

また、この虚偽報告により、協定や契約に定める人員配置に加え、条例や要綱で定められた配置基準についても、基準を満たしていない時間が生じていることを新宿エリアマネージャー、所長、新宿わかば地域福祉事業所副所長、現場で人員配置を決定する責任者は認識していた。

7 虚偽報告を防止できなかった要因

これまで、区職員による巡回は学童クラブを中心に行い、特に学童クラブ主任との情報共有を目的のひとつとして行ってきたため、予め日時を約束して月に 1 度訪問していた。このため、ワーカーズが運営する児童館、学童クラブ等では、巡回時は適正な職員配置を行い、巡回当日以外の日は職員が不足していたことを見抜くことができなかった。巡回当日の指導員等の人数が協定や契約に定められた人員配置を満たしているか否かの確認は行

っていたが、巡回当日以外の日についても、協定や契約に定められた人員配置を満たしているかどうかの確認を出勤が確認できる他の書類と照合を行う方法も導入すべきであったと考える。

8 再発防止策

(1) 区職員による巡回、確認方法の変更

① 事前予告なしの巡回の実施（令和5年10月から実施）

これまでの巡回に加えて、児童館（事業者が運営する児童コーナーを含む）、学童クラブ、放課後子どもひろばについて事前予告なしの巡回を実施し、シフト表どおりの人員が配置されているかの確認を行う。

② タイムカード等による出勤状況の確認（令和5年10月から実施）

巡回当日以外についても、タイムカード等職員の出勤状況が確認できる資料の提出を受け、毎月提出される業務報告書（日誌）と併せて確認する。なお、本部等からの応援職員についても同様とする。

③ 巡回担当職員への研修の実施（令和5年9月に実施）

巡回担当職員が巡回内容について共通認識を持ち、協定や契約の履行確認が行えるよう研修を実施した。今後は、定期的に研修を実施する。

(2) 事業者への周知（令和5年11月に実施）

児童館、学童クラブ、放課後子どもひろば等の運営事業者に対し、人員配置の考え方及び区への協議について改めて周知し徹底した。なお、この周知については、運営事業者の人事異動を鑑み、今後は毎年度4月に行うこととする。

9 運営事業者との連絡調整及び相談体制等の強化

事業現場で生じている課題等について、随時、区と運営事業者が協議できる体制を設け、課題解決に向け、区及び運営事業者の双方が協力して対応する。